

〔平成27年は国勢調査〕今回の調査で、はじめてインターネット回答を全国で実施します。

8月30日(日)～9月5日(土)は「防災週間」です

大正12年(1923年)9月1日に発生した「関東大震災」にちなみ、制定された「防災の日」(9月1日)を含む一週間は「防災週間」です。

今年は、台風の発生が多く、8月中旬までに16個も発生しています。毎年9月は、台風発生が多い時期にあたり、多くの台風の発生が予想されます。

さらに、台風以外にも、近年は、ゲリラ豪雨といわれる、河川等や下水道施設の処理能力を超えるような豪雨の頻度が高まっており、県内でも浸水などの被害が発生しています。

こういったことから、平時時から事前の安全対策及び緊急時に備えた対策を検討し、災害時には自らの安全を守るよう行動することが大切です。

○事前の安全対策

- ・気象情報を注意してよく聞きましよう。
- ・あらかじめ避難場所や避難経路を確認しておきましよう。
- ・屋根、煙突、アンテナ、看板、板塀などの点検・補強を実施しましよう。
- ・ベランダや家回りの鉢植え、物干しなど飛散の危険が高い物は室内へ取り込みましよう。
- ・側溝のゴミや土砂をとり除き、雨水の排

水をよくしておきましよう。

○緊急時に備えた対策

- ・暴風や豪雨で屋外が危険と予想される時は、外出を避けましよう。
- ・停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオの準備をしておきましよう。
- ・緊急避難に備えて非常持ち出し品の準備をしておきましよう。
- ・断水などに備えて、飲料水などを確保しておきましよう。
- ・危険を感じたり、避難の勧告や指示があった場合は、迅速に指定の避難場所へ避難しましよう。
- ・歩ける水深は、成人男性で70cm、成人女性で50cmといわれています。避難経路がひどく冠水している場合は、無理をせず、救援を求めましよう。
- ・自力で避難することが難しいときに備えて助けを求める連絡先を確認しておきましよう。
- ・近所の方々と協力して、高齢者、障がい者等、災害時に支援が必要な方々の避難や連絡方法などを話し合っておきましよう。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災係

☎ 9115

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 ⑳

○古い家電製品による発火に注意!

事例1 扇風機

30年前に購入した扇風機。使って1時間後に焦げ臭いにおいがし、見ると煙が出ていたので水をかけた。

事例2 エアコン

20年以上前に購入したルームエアコンの差し込み部分が爆発し、火が出てカーテンが燃えた。煙もひどく出て、消防署に連絡した。

事例3 ガス瞬間湯沸かし器

シャワーを利用中、台所のガス給湯器から異常音がするので見に行くと、煙が部屋中に充満し、焦げたにおいがし、水が噴出して部屋が水浸しになってしまった。

メーカーに相談しましよう。

同じ製品でも、使用状況や環境により劣化が早く進む場合があります。電源コードや家電製品のまわりは、こまめに掃除しましよう。

製品の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。家電製品やガス・石油製品は丈夫そうに見えても永久に使えるわけではありません。

10年以上使用した家電製品は、「異常な音」「振動」「におい」に注意しましよう。

詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時

月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午
午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター
相談専用電話番号

☎ 9153

家電製品等は長期間の使用や保有による経年劣化で、発煙や発火などの危険な状態が起きることがあります。不具合が発生したら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、販売店や

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
 屋外広告物は、**屋外広告物法**や**栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可**が必要です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する**禁止地域**や**禁止物件**が定められています。

また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- ・ 田園調和型地域
- ・ 田園調和型沿線地域
- ・ 市街地形成型地域

} の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。

例えば、野立広告物の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下
面積	・ 10㎡以内 / 面 表裏各 1面 / 件 (20㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各 1面 / 件 (40㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各 1面 / 件 (40㎡以内 / 基)
後退距離 間隔	・ 道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間 30m 以上	・ 道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間 30m 以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数・ 共架数	・ 共架：縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架：縦に 5 件 / 基但し、 合計面積は上記面積の範囲内	・ 1 基 / 前面道路 ・ 共架：縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は 40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・ 添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

- ・ 広告物の種類や表示面積により異なります。
(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。
納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎(56)9140